

令和7年第11回教育委員会会議記録

令和7年9月30日（火）

◎議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第1号 八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について |
| 日程第 3 | 議案第2号 八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について |
| 日程第 4 | 議案第3号 八雲町立図書館協議会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第4号 八雲町文化財保護審議会委員の任命について |
| 日程第 6 | 議案第5号 八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 議案第6号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について |
| 日程第 8 | 議案第7号 教育財産（教職員住宅）の所管換え及び種別替えについて |
| 日程第 9 | 報告第1号 八雲町教育委員会事務決裁規程の一部改正について |
| 日程第 10 | 報告第2号 損害賠償額の決定及び専決処分の報告について |
| 日程第 11 | 報告第3号 損害賠償額の決定及び専決処分の報告について |
| 日程第 12 | 報告第4号 令和6年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況について |
| 日程第 13 | 報告第5号 令和6年度八雲高等学校卒業生の進路決定状況について |
| 日程第 14 | 報告第6号 令和6年度八雲町教育関係施設の利用状況について |
| 日程第 15 | その他 |

◎出席者

教育長	西 田 浩 人
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	福 田 浩 子
委 員	石 岡 美 香
委 員	小 林 一 美

◎出席した説明者

学校教育課長兼	三 坂 亮 司
学校給食センター所長	池 田 忠 寛
学校教育課参事	松 浦 真理子
学校教育課長補佐兼総務係長	中 島 翼
学校教育課施設係長	宮 脇 健 大
学校教育課総務係主査	佐 藤 真理子
社会教育課長兼図書館長	若 山 晋 悟
社会教育課長補佐兼公民館係長	西 山 誠
社会教育課社会教育係長	藤 本 陽 子
図書館奉仕係長	伊 藤 勝
体育課長	作 田 知 宣
体育課長補佐	桜 井 則 夫
体育課体育係長	森 紹 正
学校給食センター庶務係長	目 谷 文 尚
熊石教育事務所教育推進係長	

◎記録者　学校教育課総務係主査

宮 脇 健 大

【開会　午前 10 時 00 分】

◎開会・開会宣言

- 教育長　本日、令和 7 年第 11 回教育委員会会議を招集いたしました。出席お疲れ様です。
　　本日の出席者は 5 名です。定足数の出席を認めます。よって、令和 7 年第 11 回八雲町教育委員会会議を開会いたします。
　　本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第 1　会議録署名委員の指名

- 教育長　日程第 1　会議録署名委員の指名を行います。
　　本日の会議録署名委員に、羽田圭吾委員を指名いたします。
　　次の日程に入る前にお諮りします。
　　本日会議の議案第 1 号から議案第 6 号は、人事案件であることから、八雲町教育委員会規則第 20 条第 1 項の規定により、秘密会としてよろしいでしょうか。
　　（「異議なし」という声あり）
○教育長　ご異議がございませんので、秘密会といたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長　日程第2　議案第1号「八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター長　それでは説明いたします。議案書1ページをお開き願います。

学校給食センター運営委員会委員は、八雲町学校給食センター設置条例第4条第2項の規定により、給食センターの円滑な運営を図るため、20名以内で組織し、学校の職員、父母の代表者、学識経験者を教育委員会が委嘱することとなっており、このたび、任期満了により、議案書記載の13名を新たに委嘱するものです。

内訳は、学校職員が4名、保護者代表が8名、病院薬剤師1名であり、再任が8名、新任が5名となっております。

なお、委員の任期は、条例第4条第3項の規定により、本年10月1日から令和8年9月30日までの1年間となっております

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長　事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長　無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長　ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長　日程第3　議案第2号「八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長　それでは説明いたします。議案書2ページをお開きください。

社会教育委員は、社会教育法第15条第1項及び第29条第1項並びに八雲町社会教育委員条例第3条及び第4条の規定により、社会教育に関して助言するため、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱することとなっております。

また、条例第2条の規定により、委員の定数は20人以内と定められており、任期満了により、このたび、議案書記載の13名を委嘱するものです。

委員の内訳は、学校教育の関係者2名、社会教育の関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者をあわせて5名、学識経験者4名、一般公募2名です。再任8名、新任5名となっております。

また、八雲町公民館条例第15条に基づき、公民館運営審議会委員につきましては、八雲町社会教育委員をもって充てることとなっておりますので、社会教育委員が兼務することとなります。

なお、委員の任期は本年10月1日から令和9年9月30日までの2年間となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 それでは説明いたします。議案書3ページをお開きください。

図書館協議会は、八雲町立図書館条例第16条の規定により設置されており、図書館の健全かつ円滑な運営を図るため、7人以内で組織し、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある方の中から教育委員会が任命することとなっており、任期満了により、このたび、議案書記載の6名を任命するものです。

委員の内訳は、学校教育の関係者1名、社会教育の関係者2名、学識経験者2名、一般公募1名です。再任4名、新任2名となっております。

また、一般公募委員につきましては、公募人数1名に対して、2名の応募がありましたので、選考を行ったものです。

なお、委員の任期は本年10月1日から令和9年9月30日までの2年間となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町文化財保護審議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 それでは説明いたします。議案書4ページをお開きください。

文化財保護審議会は、八雲町文化財保護条例第13条及び第16条の規定により、文化財の保存及び活用に関する重要事項について審議するため、10人以内で組織し、学識経験を有する者から教育委員会が任命することとなっており、任期満了により、このたび、議案書記載の7名を任命するものです。再任6名、新任1名となっております。

なお、委員の任期は本年10月1日から令和9年9月30日までの2年間となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○羽田委員 委員の所属が学識経験者のみとなっているが、これは規定で学識経験者のみとなっているのでしょうか。

○社会教育課長 八雲町文化財保護条例の中で、委員の任命につきましては、学識経験を有する者から教育委員会が任命すると定められておりますので、全員が学識経験者ということで教育委員会から任命させていただいております。

○羽田委員 以前から学識経験者のみで構成されているということでしょうか。

○社会教育課長 はい、そのとおりです。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 それでは説明いたします。議案書5ページをお開きください。

八雲町スポーツ推進審議会委員は、スポーツ基本法第31条で、市町村に地方スポーツ推進に関する重要事項を調査審議させるため、スポーツ推進審議会を置くことができると定められ、八雲町スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、学識経験のある者、関係行政機関の職員から教育委員会が町長の意見を聴いて任命することとなっており、このたび、任期満了を迎えることから、議案書記載の5名を任命しようとするものです。

任命する委員の内訳は、学識経験者として、町内競技スポーツ団体で組織する八雲スポーツ協会・熊石スポーツ協会からそれぞれ1名、地域スポーツ振興関係者として、町内会等で組織している地域スポーツ団体から1名、町民のスポーツ振興のため、町が委嘱しているスポーツ推進委員から1名、児童生徒のスポーツ振興関係者として、中学校体育連盟から1名を任命するもので、5名全員が再任となります。任期は、八雲町スポーツ推進審議会条例第6条の規定により、令和7年10月1日から令和9年9月30日までの2年間となっております。

なお、八雲町総合体育館条例第5条の規定で、総合体育館運営委員は、八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充て、その任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定されていることから、あわせて任命するものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第6号

○教育長 日程第7 議案第6号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 それではご説明いたします。議案書6ページをお開きください。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項で、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有する者の中から、市町村教育委員会が委嘱することとなっており、このたび、任期満了を迎えることから、議案書記載のとおり、16名を委嘱するものです。

委嘱する委員の内訳は、地域スポーツ団体推薦として4名、学校関係者として町内各学校から5名、スポーツに関心と理解がある者として教育委員会が推薦する者6名、一般公募1名であり、再任12名、新任4名となっています。

任期は、八雲町スポーツ推進委員規則第5条に基づき、令和7年10月1日から令和9年9月30日までの2年間となっております。

以上、議案第6号の説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

お諮ります。

ここまで秘密会で行っておりますが、議案第1号から第6号はそれぞれ議決をいただきましたので、それぞれ個人情報を除き議事録を公開することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がありませんので、そのように決定いたしました。

秘密会を解きます。

◎日程第8 議案第7号

○教育長 日程第8 議案第7号「教育財産（教職員住宅）の所管換え及び種別替えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所教育推進係長 議案第7号、教育財産（教職員住宅）の所管換え及び種別替えについて、ご説明申し上げます。議案書7ページ、8ページです。

本件は、令和5年度からの2か年計画で、平成27年度末で閉校した旧熊石高校公宅についての購入取得を進め、今後は町財産として、現在入居中の熊石地域小中学校教職員の住宅に引き続き居住できるよう、住宅環境の充実を図るために取得したものでありますが、下記の物件につきましては、熊石地域の職員住宅として活用することから、普通財産から行政財産へ種別替えを行い、熊石総合支所地域振興課へ所管換えを行うものであります。

8ページをご覧願います。

所管換えをしようとする施設は、旧さけます内水面水産試験場道南支場職員住宅になり

ますが、コンクリートブロック造り平屋建て、1棟1戸、70.03平方メートルで、令和6年度取得であります。所管換えを受ける財産管理者は、熊石総合支所地域振興課、所管換え年月日は令和7年10月1日です。

以上、議案第7号についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 報告第1号

○教育長 日程第9 報告第1号「八雲町教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それではご説明いたします。議案書9ページになります。

このたびの改正は、町の事務処理について、これまで紙書類により押印決裁を行っておりましたが、本年4月から文書決裁システムが導入されたことに伴い、八雲町文書事務取扱規程が改正されたことから、八雲町教育委員会の訓令で定めている事務決裁規程の一部を改正する必要が生じたため、事務決裁規程中の代理決裁規程の改正及び決裁区分の表示規程を廃止したものです。

具体的な改正は、資料10ページをお開きください。

第4条の改正は、決裁者である教育長が不在の際に課長等が行う代理決裁の範囲及び文言を整理したものです。

第5条は、これまで代理決裁をした際は、当該決裁文書の決裁欄に「代」と記載することとし、代決した事が軽易な場合を除き、後閑として決裁者である教育長から押印決裁することと定めていたものを、代理決裁するものがシステムで代決する旨を表記し、決裁者である教育長へ速やかに報告するよう改正したものです。

第6条は、これまで決裁区分の表示を定めておりましたが、電子決裁システム導入により決裁区分が不要となったことから廃止するものです。

なお、附則としてこの訓令は、令和7年4月1日から施行しているものです。

以上、報告といたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第10 報告第2号

○教育長 日程第10 報告第2号「損害賠償額の決定及び専決処分の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それではご説明いたします。議案書11ページになります。

本件は、昨年10月15日に上八雲方面への児童生徒を送迎しているスクールバスやまび

こ号の車両事故によって発生した損害賠償について、地方自治法 第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

12ページをお開きください。

事故の状況ですが、令和6年10月15日11時55分頃、スクールバスやまびこ号が児童送迎のため運行中、緩やかな右カーブに差し掛かったところ、小動物が飛び出し、運転手がとっさに避けようとしたところ道路から路肩に転落し、電柱と衝突した後に停車したもので、事故車両は、電柱に衝突したことでの左前部を大破しましたが、幸い事故発生時に乗車中の児童1名及び運転手に怪我はありませんでした。

衝突した電柱の管理者である北海道電力株式会社と損害状況を確認したところ、電柱のほか、共架設備である日本放送協会の共同通信線及び通信機器の破損が確認されたことから、それぞれ復旧工事を行うこととしたもので、このたび、共架設備の通信機器について、本年7月25日付で示談が成立したことから、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償したものであり、専決処分したものです。

損害賠償額は、21万6千300円で、損害賠償の相手方は、議案書に記載のとおりであります。

このたびは、このような事故を起こしてしまい、相手方、関係者の皆様にはご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第11 報告第3号

○教育長 日程第11 報告第3号「損害賠償額の決定及び専決処分の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは議案書13ページをお開きください。

本件は、昨年12月2日に山崎・立岩方面の児童生徒を送迎しているスクールバスわかくさ号の交差点における接触事故によって発生した損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

14ページをお開き願います。

事故の状況ですが、令和6年12月2日午前7時58分頃、スクールバスわかくさ号が生徒の登校のため運行中、八雲町東雲町13番地先の町道同士が交わる5差路の交差点を優先通行車両として走行中、一時停止側道路から走行してきた車両がバス左側面に接触し、双方の車両に損害が発生したので、接触による衝撃はなく、事故発生時に乗車していた生徒8名及びスクールバス運転手、相手方に怪我はありませんでした。

この度、接触した車両側との示談が本年8月18日付で成立したことから、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償したものであり、専決処分したものです。

損害賠償額は、1万8千789円で、損害賠償の相手方は、議案書に記載のとおりであります。

このたびは、このような事故を起こしてしまい、相手方、関係者の皆様にはご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第12 報告第4号

○教育長 日程第12 報告第4号「令和6年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書15ページからになります。

具体的な進路状況について議案書16ページをご覧願います。

まず、令和6年度の中学校卒業者数は4校全体で111名であり、八雲高校への進学者は、普通科55名、総合ビジネス科7名、合計62名であり、町内中学校から八雲高校への進学率は、55.9パーセントであり、例年並みの状況となっております。

八雲高校以外の国公立高校には22名が進学し、そのうち高専を含めた函館市内の国公立には13名が進学しております。また、私立高校は、23名が進学し、うち函館市内の私立高校は11名でした。

国公立、私立を含めた函館市内への進学は、24名で、卒業者全体の2割強、21.6パーセントとなっております。

進学先未定は1名で、家業手伝いは3名となっております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第4号は報告済みといたします。

◎日程第13 報告第5号

○教育長 日程第13 報告第5号「令和6年度八雲高等学校卒業生の進路決定状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書17ページからになります。

18ページには進路の決定状況の集計を、19ページには過去3年間の進路先一覧を掲載してございます。

具体的な進路状況について18ページをご覧願います。

まず、八雲高校の卒業者数は、普通科62名、総合ビジネス科11名の73名でした。

進学状況ですが、大学については26名が進学し、そのうち筑波大学、弘前大学に各1名、北海道教育大学函館校に2名の合計4名が進学し、私立大学は22名でした。

短大は1名、専門学校21名、看護学校2名、進学した者の合計は50名で、卒業者全体

の 68.4 パーセントにあたります。

就職状況につきまして八雲町役場 1 名、航空自衛隊 1 名、陸上自衛隊 2 名の公務員は合計 4 名であり、民間企業については、町内外あわせて 14 名が就職し、就職したものは合計 18 名となっております。

資料 19 ページは過去 3 年間の進学先、就職先一覧で、人数欄は、令和 6 年度を含んだ過去 3 年間の人数が集計されております。後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、報告第 5 号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第 5 号は報告済みといたします。

◎日程第 14 報告第 6 号

○教育長 日程第 14 報告第 6 号「令和 6 年度八雲町教育関係施設の利用状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 それでは説明いたします。議案書 20 ページからになります。議案に沿つてそれぞれの施設所管担当者から報告いたします。

○公民館係長 では令和 6 年度公民館利用状況について報告します。議案書 21 ページをお開きください。

八雲町公民館は、教育委員会主催事業のほか、各種社会教育関係団体の活動、教育委員会や町などの会議、そして一般団体に利用されております。表中、右側中段の利用状況推移の欄にありますように、全体の利用件数は 1,938 件で、前年度対比 66 件の増であり、利用人数は 20,661 人、前年度対比 1,997 人の増でした。利用人数増の主な要因として、主催事業の参加者の増加や、社会教育関係団体の利用回数が増えたこと、展示目的の利用回数が増えたことなどによるものです。

また、最下段の使用料区分別集計については、使用料が有料、半額減免、無料となる団体ごとに分けて集計していますが、前年度との比較においては、無料に該当する社会教育関係団体の利用が増加しております。

続きまして、議案書 22 ページ、令和 6 年度町民センター利用状況について報告いたします。

町民センターは、教育委員会主催事業のほか、各種団体の活動、発表会や演奏会などの催しなどで利用されております。

年度別の推移として、利用件数は 185 件で前年度対比 27 件の減であり、利用人数は 6,102 人で前年度対比 4,217 人の減となっております。

減少の主な理由は、大集会室を利用した催しが前年度より減少したこと、継続して利用している団体の利用人数が減少したこと等によるものです。

○社会教育課長補佐 続きまして、令和 6 年度郷土資料館及び木彫り熊資料館の入館者数について報告いたします。

入館者数の総数は 9,097 人で、前年度対比 2,387 人の増で、郷土資料館が昭和 53 年に開館以来 2 番目に多い入館者数となりました。

この理由としましては、木彫り熊のブームや 100 周年関係のイベント関連、各種企画展の開催により増加したものと考えられます。

入館者の地域別内訳は、道内の入館者が 4,396 人と最も多く、全体の 5 割弱を占める状況です。また、海外からの来館者数は過去最大で 487 人となっています。

地方別では、道内は札幌市が 1,516 人で約 3 割を占め、次いで函館市が 976 人でした。道外は関東が最も多く 1,026 人で約 4 割を占め、次いで中部、近畿地方となっています。海外はアジア圏が突出して多く 358 人で約 7 割を占めています。

続きまして、令和 6 年度梅村庭園入園者数について報告いたします。

合計欄にありますように、入園者の総数は 8,715 人で、前年度対比 1,162 人の増でした。

また、梅雲亭は、通常 1 月から 3 月の期間は休館している施設ですが、1 月に開催の二十歳の集い、2 月から 3 月に開催されるひな人形展の期間中は臨時開館しております。

入園者の地域別内訳は、町内の入園者が 4,630 人と最も多く、全体の 5 割以上を占める状況となっております。

その一方、海外からの入園者数の増加が 637 人と目立ち、前年度対比 371 人の増です。これは道外からの入園者数及び資料館の海外からの来館者数を上回りました。地方はアジア圏、特に台湾が多くみられました。

以上、社会教育課所管施設の利用状況となります。

○図書館奉仕係長 それでは令和 6 年度八雲町立図書館統計のまとめについて説明いたします。資料の 23 ページをご覧ください。

まず、貸出冊数につきましては令和 6 年度 50,619 冊となっており、町民一人当たりの比率としては 3.5 冊となっております。令和 5 年度対比では 4,716 冊のマイナス、比率では 0.3 冊のマイナスです。

次に利用者数につきましては 12,258 人の利用となっており、867 人のマイナスとなっております。この数は資料を借りた人数の延べ人数となっておりますので、貸館の利用や閲覧室のみの利用などの施設の利用人数は含まれていません。

次に登録者数につきましては 14,275 人となっております。

蔵書冊数につきましては 118,936 冊となっており、町民一人当たり 8.2 冊の蔵書数となっております。

また、資料費につきましては前年度とほぼ同水準となっております。

下段につきましては過年度の推移となっております。

続きまして資料 24 ページをご覧ください。

こちらは図書館 2 階の集会室・視聴覚ホールの利用状況と、ホール展示の状況です。

まず集会室ですが、令和 6 年度が 195 件、1,501 人の利用となっており、令和 5 年度比で 41 件、322 人の増となっております。

また、視聴覚ホールについては、令和 6 年度 123 件、1,280 人の利用となっており、令和 5 年度比 6 件 102 人の増となっております。

なお、先ほど利用人数については減少ということでご報告させていただきました。貸館での利用やこのほかイベントの参加については利用増加しておりますが、貸出利用の減少が響いており、図書館全体での利用者についても令和 5 年度より減少している状況となっ

ております。

以上です。

○体育課長 それでは令和6年度の社会体育施設利用状況についてご報告いたします。議案書25ページをご覧ください。

初めに総合体育館についてですが、令和6年度の利用人数は37,985人で、前年と比較すると4,933人の増となります。これは、6月に渡島中学校バスケットボール大会が開催されたこと、9月にプロレスの興行があったほか、各スポーツ少年団等の大会利用が増えたことによるもので、コロナ禍以前の令和元年度の利用者数が35,020人でしたので、コロナ禍以前の利用状況に戻ったものと見ています。

一般開放の状況は、トレーニング室利用が5,544人と一番多い結果となりました。令和4年度にフリーウェイト器具、トレーニングマシンを更新したことにより、利用者数が大幅に増加しています。最近は新幹線の工事関係者や外国人技能実習生の利用も多く見られます。

続いて温水プールについてですが、温水プールの利用人数は12,141人であり、前年比503人の減少となりました。

次に26ページ上段、屋外体育施設についてです。屋外体育施設は、体育館横の運動公園、大新スポーツ公園、落部多目的グラウンドがありますが、昨年度と比較すると運動公園は1,643人増、大新スポーツ公園は2,289人増となっています。屋外施設に関しましては、一般利用よりも団体活動や大会等での利用が主となっていますが、令和5年度以降は大会等の予約も増え、少しずつではありますが利用は増加傾向にあります。

また、大新スポーツ公園のその他利用については、内容としては、外周を使ったクロスカントリーコースの利用のほか、駐車場でのスケートボードやラジコン等の利用によるものです。

落部多目的グラウンドについては、常駐の管理人がおらず、また、団体利用していた落部パークゴルフ会が、令和4年4月に解散したことにより人数集計ができていませんが、最近は、パークゴルフの個人利用のほか、技能実習生のサッカーによる利用が多く見られ、昨年度は8月に大会が開かれています。

最後にスキー場についてですが、記載内容に誤りがありましたのでここで訂正させていただきます。昨年度のスキー場リフト輸送人員は82,167人ありますが、正しくは77,052人で前年より12,423人増加しています。増加の理由としましては、町外のスポーツクラブによるスキー教室の開催や、近隣スキー場がナイター営業をしていない日に来場者が多くなっていることが考えられます。

以上で体育施設利用状況の報告とさせていただきます。

○熊石教育事務所教育推進係長 熊石地域の教育関係施設の利用状況について説明いたします。議案書27ページの上段でございます。

令和6年度ひらたないスキー場の利用状況については、令和7年1月10日から2月28日までの48日間の開設、利用者合計556人で、前年度より天候不順も少なく14日開設日数が増加したことなどから、全体利用者が256人増加となりました。

次に下段の令和6年度熊石地域学校開放事業の利用状況です。

令和6年度は、空手スポーツ少年団の活動が6月より旧泊川小学校体育館から熊石総合センターへ変更となった事や、活動団体が1団体解散し、新たに2団体が増加したこと等もありましたが、令和5年度と比較しますと、195人増加のトータル2,707人の利用となりました。

次に議案書28ページで、4月1日から10月末までの開館期間である熊石歴史記念館の入館者数の実績ですが、令和6年度は、入場者数総計で1,218人の利用により前年度対比654人の増加となりました。増加の要因としましては、歴史記念館特別展を3回実施したことによる増加です。

以上、説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○教育長 事務局からの説明が終わりました。訂正箇所が1箇所ございました。スキー場の利用者数で77,052人ですので、この部分は訂正をよろしくお願ひいたします。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第6号は報告済みといたします。

◎日程第15 その他

○教育長 日程第15 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和7年第11回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時39分】